



県章

滋賀県公報

令和5年(2023年)
3月28日
号外(1)
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 監査委員公告

包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る公表公告..... 1

監査委員公告

包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、教育長から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和5年3月28日

滋賀県監査委員	成田政隆
〃	奥博
〃	村尾慎哉
〃	藤本武司

包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

- 1 監査対象 教育に関する財務事務(主に学校教育に係るもの)の執行について
- 2 監査実施期間 令和3年6月30日から令和4年3月17日まで
- 3 監査結果報告年月日 令和4年3月17日
- 4 監査の結果(令和4年3月17日滋賀県監査委員公告「包括外部監査の結果に関する報告の公表公告」の別冊「令和3年度滋賀県包括外部監査報告書(以下「報告書」という。)」第3の監査結果(教育委員会事務局)および第4の監査結果(県立学校往査)に指摘として記載しているもの。以下同じ。)および講じた措置の内容

(i) 情報教育推進事業[ICT施策を組織的、計画的に進める必要性](教育総務課)(報告書92頁)

ア 監査の結果

ICT施策を推進していくため、ハード面での整備を進めている一方、県の教育に関してどのようにICTを活用していくかのソフト面での計画はなく、各所管課が大まかな役割分担に沿い業務執行されている。また、組織体制として教育ICT化推進室が設置されているが、現在はハード面の対応に忙殺され、全体を俯瞰して施策を進められる状況になく、そういった権限も与えられていないのが現状である。

また、図書に関するICT施策として、県立図書館における古文書等のデジタルアーカイブでの公開のほか、利用者サービスの向上を予定しているが、読書活動を推進するための施策としては不十分である。近年は例えば電子書籍が多く利用されており、図書に関して何らかのICTを利用した施策の検討をさらに進める必要がある。

限りある予算の有効配分、効率的・効果的な施策の立案、実行を行うため、今後、教育委員会としてのICT活用に関する全体計画を策定したうえで、学校教育関係のICT活用に関する政策全体を俯瞰的に統括する部署を設立するなど、組織的、計画的に事業を推進していくことが必要である。

イ 講じた措置の内容

学校教育の情報化を総合的かつ計画的に推進するため、「滋賀県学校教育情報化推進計画」を策定するとともに、教育委員会として一体的に施策を推進するため、高校教育課、幼小中教育課、特別支援教育課、総合教育センターに教育ICT化推進室との兼務職員を配置し、定期的に会議を開催するなど、事務局内の連携体制を強化した。

県立図書館では、令和5年1月のシステム更新によって、電子化された県刊行物等を図書館サイトで検索・閲覧することが可能となるほか、マイナンバーカードやスマートフォンを使った図書の貸出を始めるなど、I

CTの活用による利便性の向上を図った。

また、読書活動の啓発として、中高生による読書交流会を、ICTを活用してオンラインで実施した。

(2) 高等学校奨学資金貸付事業〔滞納債権の回収について〕(教育総務課)(報告書98頁)

ア 監査の結果

滞納された奨学資金貸付金の回収にあたり、現在、電話催告、文書催告、財政課債権回収特別対策室との共同管理などによる対応を行い、債権回収に努めている。しかし令和2年度現在で、滞納額は年々増加傾向にあり、改善の傾向がみられていない。催告件数に関して、令和2年度で、返還義務者数が3,131人のうち、滞納者数980人である。一方で同年度に実施した文書催告は2,295回であるところ、電話催告は671回となっており、特に電話催告の回数に関しては滞納者1人に対して年間1回未満であり、民間の水準と比べると頻度は低い。また、一番回収の実効性が高いと考えられる共同管理による引き継ぎ件数は令和2年度においてはわずか3件である。一定の対応は行っているものの、滞納率は依然高い水準で推移しており、電話催告、文書催告の頻度を増やす、共同管理に引き継ぐ基準を引き下げる、連帯保証人の資格を見直す、場合によっては外部の債権回収会社を利用するなど、滞納率を低減するためのあらゆる努力が必要である。

イ 講じた措置の内容

滞納された奨学資金貸付金の債権回収にあたり、令和4年度においては、電話催告と文書催告において、滞納率の低減に向けた取組の増加に努めた。特に、文書催告においては、長期間納付のない者に対しては、簡易書留による一括請求を行うなど、より確実な催告となるよう工夫し、債務者からの分納相談につながるケースもあった。さらに、今年度より訪問催告を実施し、債務者の所在や生活状況の確認を行い、今後の催告への足掛かりとした。また、39件について共同管理を開始した。

収納方法については、会計管理局による財務会計システムの改修と併せ、コンビニ収納等に対応すべく、令和5年度に奨学資金システムの改修を予定している。

(3) 早期退職募集制度〔早期退職募集制度のあり方〕(教職員課)(報告書104頁)

ア 監査の結果

早期退職制度の目的である「組織の年齢構成の適正化」の趣旨を鑑みると、恒常的に每期実施する施策ではない。事実、多くの民間企業では期間限定として、最小限の費用となるよう実施されている。そもそも、県においては、新規採用教員の競争率・受験者数が年々低下傾向にあり、人材の確保が困難になりつつある状況であるにもかかわらず、経験豊富な教職員を早期退職させることは人材確保の面からも大きな矛盾があると言える。さらに、現時点の年齢構成を考慮せずに今後も早期退職募集制度を実施することにより、募集対象である経験豊富な教員が退職することで、必要な技術が若年層の教員に引き継がれず、結果として教員の指導力低下につながる恐れも拭き切れない。

令和3年度現在において、少なくとも小学校、中学校、特別支援学校の年齢構成は制度目的を達成している。高等学校において、早期退職募集制度を継続する場合であっても目標となる年齢構成を設定し、対象職種、募集人員などを限定した上で、数年に1度程度必要がある場合のみ実施すべきである。

あるべき年齢構成も持たないまま施策を継続することは本制度の目的を考えれば疑問であり、監査対象である令和2年度の割増金額320,355千円は経済性の観点より問題があったと言わざるを得ない。

県の現状に合致した早期退職募集制度のあり方について、経済性も十分に考慮し、検討されたい。

イ 講じた措置の内容

今回の監査指摘および教職員の確保が困難な現状を踏まえ、早期退職募集制度の休止について職員団体との交渉を行い、令和5年度以降は当分の間休止することとした。

なお、令和4年度については、早期退職を希望される教職員への影響を考慮して実施した。

(4) 教職員健康診断等業務委託〔競争性の確保〕(教職員課)(報告書123頁)

ア 監査の結果

平成26年度以降の一般競争入札に応札したのは1者のみであり、競争性確保の点からは問題がある。

発注方法に問題がある可能性もあるため、競争性を確保し、経費削減につながる発注方法を検討すべきである。

イ 講じた措置の内容

令和4年度は、定期健康診断、胃検診、雇入れ時健康診断の3つに分割し、それぞれの実施時期ごとに入札

を行った。

今後も参入可能業者を広げて競争性を確保し、経費節減につながる入札について検討する。

(5) 教職員健康診断等業務委託〔予定価格の決定方法について〕(教職員課)(報告書124頁)

ア 監査の結果

前年度の事業者から参考見積を徴取し、契約実績を勘案して検査項目の単価を定め、予定件数を乗じて予定価格の設計金額を算定しており、落札者以外の市場単価の水準が反映されているとはいえない。

複数見積の徴取、インターネットなどを活用した市場価格の調査を行う必要があり、児童生徒向けの健康診断を所管する保健体育課とも情報を共有し、適切な予定価格を決定されたい。

イ 講じた措置の内容

令和4年度は、教職員課と保健体育課が情報を共有し、参考見積を複数業者から徴取するように努めた。

今後も、複数見積の徴取その他の手法によって市場価格の調査を行い、落札者以外の市場単価の水準を反映した適切な予定価格を決定する。

(6) 県立学校児童生徒定期健康診断委託事業〔予定価格の決定方法〕(保健体育課)(報告書139頁)

ア 監査の結果

当事業の入札において、複数業者からの見積りや過去の契約実績を参考に決定されているが、他の市町村の契約実績は予定価格の決定には反映されていない。

また、教職員課の教職員健康診断に関する情報共有がなされていない。予定価格を決定する際には、教職員課をはじめできる限り広く情報収集をした上で適正に予定価格の決定を行われたい。

イ 講じた措置の内容

令和4年度は、過去の契約実績に加えて、対象業務に関する競争入札参加資格者名簿に登録されているすべての業者に参考見積を依頼したほか、県内市町や他府県の契約実績等の情報を集めるとともに、教職員課と保健体育課が情報共有を行い、適正に予定価格の決定を行った。

(7) 県立学校児童生徒定期健康診断委託事業〔地域ブロック間での予定価格の相違〕(保健体育課)(報告書140頁)

ア 監査の結果

心電図は、滋賀県を5つのブロックに分けて各々予定単価を決めている。Dブロックは他の4ブロックと異なる価格となっており、その理由を確認したが実績を参考として設定したこと以外の明確な説明はなかった。

予定価格設定の根拠となる積算をする際には、さらに精緻な積算となるよう、情報収集等に努める必要がある。

イ 講じた措置の内容

令和4年度は、ブロックごとの単価差の要因の一つと考えられる地域性を考慮して5つのブロックを再整理するとともに、多くの業者からの参考見積の徴取や県内市町の契約実績等の情報収集に努めた。

(8) 学校徴収金会計〔規程類の周知徹底〕(教育総務課)(報告書149頁)

ア 監査の結果

県立学校の教職員が学校徴収金に関する規程類の存在を認識していなかった事例が散見された。教育委員会事務局は規程類の整備・通知だけでなく、研修や認識テストの実施など、教職員に対して周知徹底できる施策を検討することが必要である。

イ 講じた措置の内容

今回の監査指摘を踏まえ、令和3年度末に各学校に対して、学校徴収金の適切な取扱いに係る通知を発出した。

また令和4年度当初に校長や事務長を対象とした会議等において規程類の周知を図り、その中で各学校における教職員を対象とした研修の実施について改めて通知した。

その他、「学校徴収金適正管理チェックリスト」による各学校の自主点検を定例化して実施し、県教育委員会事務局に報告する仕組みとした。各学校の点検結果を県教育委員会で集約したうえで学校にフィードバックすることで、適正な取扱いの徹底を指導するなど、規程類の周知徹底を図った。

(9) 学校徴収金会計〔事務の正確性・効率性のための規程類の整備→正確性の検討〕(教育総務課)(報告書150頁)

ア 監査の結果

要領やガイドライン等の規程類に明示されていないなど、記載内容だけでは県立学校の会計担当者が学校徴収金会計の業務手順を正確に把握できない事例が見受けられた。意図とした手順等と異なる記載内容を改める必要がある。

イ 講じた措置の内容

今回の監査指摘を踏まえ、令和3年度末に各学校に対して、学校徴収金の適切な取扱いに係る通知を発出し、規程類に基づいた適切な取扱いについて、改めて周知を行った。

あわせて、「県立学校に係る学校徴収金等検討ワーキンググループ」を組織し、学校徴収金の取扱いの適正化に向けて現行規程類の見直しに向けた検討を進めている。

(10) 学校徴収金会計〔教育委員会事務局による学校徴収金会計の積極的な把握〕(教育総務課)(報告書158頁)

ア 監査の結果

教育委員会事務局は県立学校の学校徴収金について、種類や金額、実際の管理状況などの実態を把握していなかった。県立学校の学校徴収金の管理状況を積極的に把握し、牽制効果を働かせることで、県立学校の学校徴収金に関するさまざまな管理を是正することが必要である。

イ 講じた措置の内容

今回の監査指摘を踏まえ、昨年7月に定めた「学校徴収金適正管理チェックリスト」による各県立学校の自主点検を定例化し、実施結果を県教育委員会事務局へ報告するよう運用を改めたところである。

各学校の点検結果を県教育委員会で集約し、学校にフィードバックすることで牽制を働かせ、適正管理を図った。

(11) 時間外労働申告書の入力〔適切な時間外労働申告書の入力〕(教職員課)(報告書171頁)

ア 監査の結果

時間外労働申告書へ正確な時間が入力されていない、主な業務内容が入力されていない、管理職が時間外労働申告書の正確性を検証していないケースなどが見受けられた。

教員の業務量の把握および働き方改革の一環として、管理職は教員の時間外労働時間を正確に把握することが求められている。そのうえで適切な対策を講じ、教員の業務負担の軽減・平準につなげるとともに、教員の健康管理のための面接指導などに活用することを目的としている。

しかし、正確な時間外労働時間を把握できていないとなるとその前提が成立しなくなる。今後、教員への正確な入力を徹底指導するとともに、入力が不適切な教員に対しては管理職が適宜適切に指導する必要がある。

イ 講じた措置の内容

在校等時間の把握については、令和4年4月から統合型校務支援システムを導入し、従来の校務用端末使用時間と各人から提出された時間外労働申告書の入力時間を照合する手法から、ICカード(タイムカード)を用いた手法に改めた。また、システム導入に際しては、主な業務内容の入力を必須とする仕様としたところ。

在校等時間の把握は、法令上の義務であるだけでなく、業務量の管理や働き方改革の基礎となることから、管理職にあっては、所属教職員に対し、正確な入力を指導するとともに、在校等時間を適切に管理するよう、改めて周知徹底した。

今後とも、運用状況を注視しながら、入力の負担軽減と正確性向上のために、随時、システムの改善も図っていく。

なお、個人情報保護の観点からも、校務用端末を適切にシャットダウン等するよう、各学校において指導を行った。

(12) 時間外労働申告書の入力〔不正確な申告〕(守山中学校・高等学校、彦根翔西館高等学校、瀬田工業高等学校、草津東高等学校、安曇川高等学校、野洲養護学校)(報告書171頁)

ア 監査の結果

朝の7時30分より校務用端末はログインしているが時間外労働申告書には定時である8時20分からしか入力していないなど実態と乖離した入力となっていた。

正確ではない数値の現状把握や当該数値を用いて検討した改善施策は何ら意味を持たず、時間外労働申告書を利用する関連業務全般が形骸化する恐れがあると言える。各人による正確な入力がなければ、教育委員会事務局が掲げる「月45時間以内(年間360時間以内)」および「月80時間を超える教員は0人」の数値目標を達成

したとしても、何ら現場は変わらず、形式的なものになってしまう。

校長および教育委員会事務局が現状の時間外労働時間の情報を正しく把握するためにも、各人が適切に入力する必要がある。

イ 講じた措置の内容

(11)で講じた措置と同様

- (13) 時間外労働申告書の入力〔主な業務内容の入力〕（守山中学校・高等学校、彦根翔西館高等学校、瀬田工業高等学校、草津東高等学校、安曇川高等学校）（報告書171頁）

ア 監査の結果

時間外労働申告書の時間外在校等時間だけ入力されており、主な業務内容が入力されていなかった。もしくは不正確な業務内容が入力されていた。

業務内容によって、時間外在校等時間を削減する効果的な施策は当然異なると考えられるため、内訳に関する情報も適切に入力することが必要である。各人が入力することが原則であるが、入力がない場合には管理職も適宜指導することが求められる。

イ 講じた措置の内容

(11)で講じた措置と同様

- (14) 時間外労働申告書の入力〔校務用端末のシャットダウン等〕（守山中学校・高等学校、彦根翔西館高等学校、瀬田工業高等学校、安曇川高等学校）（報告書171頁）

ア 監査の結果

業務終了後に適切に校務用端末のシャットダウンまたは教育委員会事務局からの指示による再起動を失念していた日が存在していた。そのため、時間外労働申告書の時間が校務用端末使用時間を大幅に下回っていた。

県による校務用端末の使用時間による時間外在校等時間の把握が正確に行えなくなる他、パスワードが設定されているとは言え、個人情報保護の観点からも業務終了後は速やかに校務用端末のシャットダウン等を行うことが必要である。

イ 講じた措置の内容

(11)で講じた措置と同様

- (15) 時間外労働申告書の入力〔「時間外労働申告書」と校務用端末使用時間の集計時間の照合〕（守山中学校・高等学校、彦根翔西館高等学校、瀬田工業高等学校、草津東高等学校、野洲養護学校）（報告書171頁）

ア 監査の結果

管理職において、時間外労働申告書と校務用端末使用時間の集計時間の照合を実施していなかった。

特に時間外労働申告書の時間が校務用端末使用時間を下回っている場合には、実態と乖離した時間数で申告されている可能性もあるため、時間外労働申告書の妥当性検討のためにも、適切に照合することが求められる。

イ 講じた措置の内容

(11)で講じた措置と同様

- (16) 学校徴収金会計〔預金通帳の作成漏れ〕（守山中学校・高等学校）（報告書174頁）

ア 監査の結果

女子バスケットボール部会計および男子バドミントン部会計について通帳を作成していなかった。学校徴収金については会計別に預金通帳を作成することにより、徴収した現金を適切に管理することが必要である。また、学校長及び教育委員会事務局は預金通帳を作成する必要性および規程類の内容について周知徹底を図ることも必要である。

イ 講じた措置の内容

女子バスケットボール部会計および男子バドミントン部会計については、預金通帳を作成し、現金の管理方法を改善した。

また、令和4年4月の職員会議で、全教員に対し、通帳を作成する必要性や規程類の内容について説明を行い、学校徴収金の適正管理の徹底を図った。

- (17) 学校徴収金会計〔預金口座の解約〕（守山中学校・高等学校）（報告書175頁）

ア 監査の結果

第3学年会計(中学)について、令和2年度末をもって対象となっている生徒は卒業しており、学校徴収金の管理・運用は完了していたが、令和3年10月14日時点において預金通帳の口座解約がされていなかった。学校徴収金会計について、利用しなくなった預金通帳は利用しなくなった時点で解約することが必要である。

イ 講じた措置の内容

第3学年会計(中学)の預金通帳は解約した。

また、令和4年4月の職員会議で、全教員に対し、通帳の解約について説明を行い、学校徴収金の適正管理の徹底を図った。

(18) 学校徴収金会計[決算書の繰越残高と預金通帳残高の不一致] (守山中学校・高等学校) (報告書175頁)

ア 監査の結果

P T A会計および後援会会計、部活動の水泳部会計を除く10会計において、実際の入出金の都度、預金口座から引き出す、または預け入れるといった行為ができておらず、一定の手持ちの学校徴収金があったことにより、決算書の繰越残高と預金通帳の残高が一致していなかった。学校徴収金会計において、収入・支出の際に預金口座から引き出す、または預け入れるといった行為を徹底することで、学校徴収金を適切に管理することが必要である。

イ 講じた措置の内容

管理職の指導のもと、収入・支出の際に預金口座から引き出す、または預け入れるといった行為の徹底を図り、決算書の繰越残高と預金通帳の残高が一致するよう取り組んでおり、今後も、学校徴収金の適正管理に係る取組を継続する。

(19) 学校徴収金会計[決算書の審査] (守山中学校・高等学校) (報告書176頁)

ア 監査の結果

18会計について実際は決算書の審査・承認がなされていないことが判明した。学校内で会計担当者が作成した決算書を副校長または教頭および事務長が審査し、校長が承認するという手続きを経ることによって、学校徴収金の適切な管理・運用が担保されることとなる。学校徴収金について会計別に決算書を作成し、当該決算書を学校内の適切な統制により内容を確認することが必要である。

イ 講じた措置の内容

令和3年度の決算から、会計担当者が作成した決算書を教頭および事務長が審査し、校長が承認するという手続きを経ることにより、学校徴収金の適切な管理・運用の担保を図っている。

(20) 学校徴収金会計[会計監査] (守山中学校・高等学校) (報告書176頁)

ア 監査の結果

17会計について、決算書の会計監査を受けていなかった。ガイドライン2. 適正な会計処理の方策(9)監査において、「監査は、責任者、会計担当者以外の2名以上で行うこととします。監査が終了したら、結果を会計決算書の最後に自署・押印します。監査結果は、保護者等または各団体の総会にて報告するようにしてください。」と規定されている。学校徴収金会計について、会計別に決算書を作成し、学校内の審査・承認を終えた際に、会計監査の担当者の会計監査を受けることが必要である。

イ 講じた措置の内容

会計別に決算書を作成し、学校内の審査・承認を終えた後、責任者、会計担当者以外の2名の教職員で会計監査を行い、監査結果は、P T Aや後援会の総会等で、保護者等に報告した。

(21) 学校徴収金会計[規程類に基づかない運用] (守山中学校・高等学校) (報告書177頁)

ア 監査の結果

部活動の会計について、要領やガイドライン等の規程類に基づいていない事例が多く見受けられ、必要な資料を保管できていない事例や、ガイドラインで定める様式に基づく決算書が作成されておらず、決算書以外についても出納簿の様式違いや予算書および収入・支出伺い書の未作成などの事例が散見された。学校徴収金会計の運用に際して、規程類に基づいた対応を図るとともに、作成する資料についても規程類の様式に基づくことが必要である。

イ 講じた措置の内容

令和4年6月に学校徴収金会計担当者を対象に研修を行い、要領やガイドライン等の規程類に基づく適正な会計処理について周知徹底を図った。併せて、回議される書類等を常時点検し、適正な会計処理を行っている。今後も、研修の場を通して指導を行うなど、適正な会計処理の浸透に努める。

(22) 物品管理 [使用見込みのない物品の取扱い] (守山中学校・高等学校) (報告書180頁)

ア 監査の結果

現物を確認した物品12件のうち、2件について現在は使用されていない状態で保管されていた。放置されている物品については、不用の判断を事務室が積極的に教員に問い合わせることが必要である。そのうえで、有効活用を検討し、使用見込みが無い物品について、不用の意思決定および処分手続を進める必要がある。

イ 講じた措置の内容

使用見込みのない物品について、教員に確認したところ、有効活用する手段が無かったことから、令和4年8月に廃棄処分の手続を行った。

今後は、教員とともに備品の所在および使用見込みについて調査を実施することとし、使用見込みが無く有効活用の手段も無いものにあつては、速やかに処分手続を進めていく。

(23) 学校徴収金会計 [預金通帳の作成漏れ] (彦根翔西館高等学校) (報告書186頁)

ア 監査の結果

通帳未作成の会計があるが、学校徴収金については会計別に預金通帳を作成することにより、徴収した現金を適切に管理することが必要である。

イ 講じた措置の内容

指摘を受けた会計については随時通帳の作成を進め、令和5年2月末に完了した。

(24) 学校徴収金会計 [決算書の繰越残高と預金通帳残高の不一致] (彦根翔西館高等学校) (報告書187頁)

ア 監査の結果

部活動費において、決算書の繰越残高と預金通帳の残高が一致していなかった。学校徴収金会計においては、収入・支出の際に預金口座から引き出す、預け入れる行為を徹底し、適切に管理する必要がある。

イ 講じた措置の内容

収入・支出の際に預金口座から引き出す、預け入れる行為を徹底し、出納簿の収入・支出の金額と預金通帳の入出金額が一致するよう適切に管理することとした。

(25) 学校徴収金会計 [決算書の審査] (彦根翔西館高等学校) (報告書187頁)

ア 監査の結果

部活動会計のほとんどにおいて決算書の審査・承認がなされていなかった。学校徴収金については会計別に決算書を作成し、当該決算書を学校内の適切な統制により内容を確認することが必要である。

イ 講じた措置の内容

決算書を教頭および事務長が審査し、校長が承認する手続を経ることにより、学校徴収金について適切な管理・運用を図ることとした。

(26) 学校徴収金会計 [会計監査] (彦根翔西館高等学校) (報告書188頁)

ア 監査の結果

ほとんどの会計について、決算書の会計監査を受けていなかった。学校徴収金会計について、会計別に決算書を作成し、学校内の審査・承認を終えた際に、会計監査を受けることが必要である。

イ 講じた措置の内容

決算書について、責任者、会計担当者以外の2名の教職員で監査を行い、監査結果は保護者等に対して書面で報告し、またPTAや後援会の総会にて報告することとした。

(27) 学校徴収金会計 [規程類に基づかない運用] (彦根翔西館高等学校) (報告書188頁)

ア 監査の結果

部活動の会計について、要領やガイドライン等の規程類に基づいていない事例が多く見受けられた。学校徴収金会計の運用に際しては、規程類に基づいた対応を図るとともに、作成する資料についても規程類の様式に

基づくことが必要である。

イ 講じた措置の内容

部活動の会計について、要領やガイドライン等の規程類に基づいて取扱い、作成する資料についても規程類の様式に基づくこととした。

(28) 学校徴収金会計〔ロッカー会計〕(彦根翔西館高等学校) (報告書191頁)

ア 監査の結果

ロッカーの使用料について、必要がない等の結論が出た場合は徴収を止めることが必要である。

イ 講じた措置の内容

監査指摘を受けて検討を行い、ロッカーの使用料については、令和4年度をもって徴収を取りやめることとした。

(29) 物品管理〔使用見込みのない物品の取扱い〕(彦根翔西館高等学校) (報告書194頁)

ア 監査の結果

現物を確認した物品10件のうち、1件について現在は使用されていない状態で保管されていた。放置されている物品については、不用の判断を事務室が積極的に教員に問い合わせることが必要である。そのうえで、有効活用を検討し、使用見込みが無い物品については不用の意思決定および処分手続を進める必要がある。

イ 講じた措置の内容

使用見込みのない物品について、教員に確認したところ、有効活用する手段が無かったことから、令和5年3月に廃棄処分を行った。

今後は、教員とともに備品の所在および使用見込みについて調査を実施することとし、使用見込みが無く有効活用の手段も無いものにあつては、速やかに処分手続を進めていく。

(30) 学校徴収金会計〔預金通帳の作成漏れ〕(瀬田工業高等学校) (報告書200頁)

ア 監査の結果

8会計について通帳を作成していなかった。預金通帳を作成していなかった学校徴収金会計は、県の規則や通知等に反しているほか、徴収した現金を執務機の引き出しに保管するといった不適切な管理となっていたため、早急に是正することが重要である。学校徴収金については会計別に預金通帳を作成することにより、徴収した現金を適切に管理することが必要である。

イ 講じた措置の内容

指摘のあった会計については、全て金融機関に口座を開設し、徴収した現金の適正な管理を行っている。

(31) 学校徴収金会計〔決算書の審査〕(瀬田工業高等学校) (報告書200頁)

ア 監査の結果

決算の審査・承認がされていない会計が見られた。会計別に決算書を作成し、当該決算書を学校内の適切な統制により内容を確認することが必要である。

イ 講じた措置の内容

指摘のあった会計については、全て会計別に決算書を作成して審査・承認を受け、適正な管理を行っている。

(32) 学校徴収金会計〔会計監査〕(瀬田工業高等学校) (報告書201頁)

ア 監査の結果

決算書の会計監査を受けていない会計が見られた。会計別に決算書を作成し、学校内の審査・承認を終えた際に、会計監査の担当者の会計監査を受けることが必要である。

イ 講じた措置の内容

指摘のあった会計については、全て会計別に決算書を作成し、学校内の審査・承認を終えた際に会計監査を受けることとし、適正な管理を行っている。

(33) 学校徴収金会計〔規程類に基づかない運用〕(瀬田工業高等学校) (報告書201頁)

ア 監査の結果

必要な資料を保管できていない事例や、ガイドラインで定める様式が使用されていないなど、要領やガイド

ライン等の規程類に基づいていない事例が見受けられた。規程類に基づいた対応を図るとともに、作成する資料についても規程類の様式に基づくことが必要である。

イ 講じた措置の内容

部活動の会計について、要領やガイドライン等の規程類に基づいて取扱い、作成する資料についても規程類の様式に基づくこととした。

(34) 物品管理〔所在不明の物品〕(瀬田工業高等学校)(報告書205頁)

ア 監査の結果

現物を確認した物品11件のうち、重要物品を含め3件について、物品管理システムに登録されているものの現物を確認できなかった。物品の実在性について再度調査し、再調査においても所在が不明となっている物品について、経緯等も含め顛末を教育委員会事務局に報告したうえで、処分手続きを進める必要がある。

イ 講じた措置の内容

所在不明の物品について、再調査を実施したところ、過去に処分されていたことが確認できたことから、令和3年11月に処分手続きを完了し、顛末を教育委員会事務局に報告した。

(35) 物品管理〔使用見込みのない物品の取扱い〕(瀬田工業高等学校)(報告書206頁)

ア 監査の結果

現物を確認した物品11件のうち、4件について現在は使用されていない状態で保管されていた。放置されている物品については、不用の判断を事務室が積極的に教員に問い合わせることが必要である。そのうえで、有効活用を検討し、使用見込みが無い物品については不用の意思決定および処分手続きを進める必要がある。

イ 講じた措置の内容

使用見込みのない物品について、教員に確認したところ、有効活用する手段が無かったことから、令和4年4月に廃棄処分の手続きを行った。

今後は、教員とともに備品の所在および使用見込みについて調査を実施することとし、使用見込みが無く有効活用の手段も無いものにあっては、速やかに処分手続きを進めていく。

(36) 物品管理〔備品標示票の貼付〕(瀬田工業高等学校)(報告書208頁)

ア 監査の結果

現物を確認した物品11件のうち、2件について備品標示票(シール)が貼付されていなかった。備品標示票を貼付するとともに、剥がれて記載内容が読めなくなったような場合は適宜張り替える必要がある。

イ 講じた措置の内容

経年劣化に伴い備品本体から剥離した備品標示票について、貼替を行った。また、実習授業等、当該物品を日常的に使用する教職員の申出に基づき随時再発行する等、適正管理に努めていく。

(37) 学校徴収金会計〔預金通帳の作成漏れ〕(草津東高等学校)(報告書214頁)

ア 監査の結果

部費を徴収していた部活動のうち6会計について通帳を作成していなかった。預金通帳を作成していなかった学校徴収金会計は、県の規則や通知等に反しているほか、徴収した現金を執務機の引き出しに保管するといった不適切な管理となっていたため、早急に是正することが重要である。学校徴収金については会計別に預金通帳を作成することにより、徴収した現金を適切に管理することが必要である。

イ 講じた措置の内容

部活動の通帳については、令和3年10月までに通帳作成を終えている。

現金の学校保管については原則廃止した。

(38) 学校徴収金会計〔決算書の繰越残高と預金通帳残高の不一致〕(草津東高等学校)(報告書215頁)

ア 監査の結果

入出金の都度、預金口座から引き出す、または預け入れるといった行為ができておらず、一定の手持ちの学校徴収金がある結果、会計年度末における決算書の繰越残高と預金通帳の残高が不一致となっている会計があった。収入・支出の際に預金口座から引き出す、または預け入れるといった行為を徹底することで、学校徴収金を適切に管理することが必要である。

イ 講じた措置の内容

入出金の都度、預金口座から引き出す、または預け入れることを徹底し、預金口座における管理を徹底した。また、決算時点での会計書類と銀行残高の整合性を確認するように指導している。

(39) 学校徴収金会計〔決算書の審査〕(草津東高等学校)(報告書215頁)

ア 監査の結果

決算の審査・承認がされていない会計が見られた。会計別に決算書を作成し、当該決算書を学校内の適切な統制により内容を確認することが必要である。

イ 講じた措置の内容

決算書を教頭および事務長が審査し、校長が承認するという手続きを確実に経ることにより、学校徴収金について適切な管理・運用を図ることを徹底した。

(40) 学校徴収金会計〔会計監査〕(草津東高等学校)(報告書216頁)

ア 監査の結果

決算書の会計監査を受けていない会計が見られた。会計別に決算書を作成し、学校内の審査・承認を終えた際に、会計監査の担当者の会計監査を受けることが必要である。

イ 講じた措置の内容

決算書について、責任者、会計担当者以外の2名の教職員で監査を行い、監査結果は保護者等に対して書面で報告し、またPTAや後援会の総会にて報告することとした。

(41) 学校徴収金会計〔規程類に基づかない運用〕(草津東高等学校)(報告書216頁)

ア 監査の結果

必要な資料を保管できていない事例や、ガイドラインで定める様式が使用されていないなど、要領やガイドライン等の規程類に基づいていない事例が見受けられた。規程類に基づいた対応を図るとともに、作成する資料についても規程類の様式に基づくことが必要である。

イ 講じた措置の内容

部活動の会計について、要領やガイドライン等の規程類に基づいて取扱い、作成する資料についても規程類の様式に基づくこととした。

(42) 物品管理〔所在不明の物品〕(草津東高等学校)(報告書219頁)

ア 監査の結果

現物を確認した物品10件のうち、3件について、物品管理システムに登録されているものの現物を確認できなかった。物品の実在性について再度調査し、再調査においても所在が不明となっている物品について、経緯等も含め顛末を教育委員会事務局に報告したうえで、処分手続きを進める必要がある。

イ 講じた措置の内容

所在不明の物品について、再調査を実施したところ、過去に処分されていたことが確認できたことから、令和3年10月に処分手続きを完了し、顛末を教育委員会事務局に報告した。

(43) 学校徴収金会計〔決算書の審査〕(安曇川高等学校)(報告書224頁)

ア 監査の結果

4会計について、決算書の審査・承認がなされていなかった。会計別に決算書を作成し、当該決算書を学校内の適切な統制により内容を確認することが必要である。

イ 講じた措置の内容

決算書の審査・承認ができていなかった4会計においても会計別に決算書を作成し、教頭および事務長の審査を経て校長が承認することとした。

(44) 学校徴収金会計〔会計監査〕(安曇川高等学校)(報告書224頁)

ア 監査の結果

12会計について、決算書の会計監査を受けていなかった。会計別に決算書を作成し、学校内の審査・承認を終えた際に、会計監査の担当者の会計監査を受けることが必要である。

イ 講じた措置の内容

決算書の会計監査を受けていなかった12会計においても、会計別に決算書を作成し、教頭および事務長の審査、校長の承認を経て会計監査を受けることとした。

(45) 学校徴収金会計〔規程類に基づかない運用〕(安曇川高等学校)(報告書225頁)

ア 監査の結果

必要な資料を保管できていない事例や、ガイドラインで定める様式が使用されていないなど、要領やガイドライン等の規程類に基づいていない事例が見受けられた。規程類に基づいた対応を図るとともに、作成する資料についても規程類の様式に基づくことが必要である。

イ 講じた措置の内容

ガイドライン等の規程類に基づいた様式を使用していない会計においても、規程類に基づく様式に改めた。

(46) 物品管理〔所在不明の物品〕(安曇川高等学校)(報告書230頁)

ア 監査の結果

現物を確認した物品16件のうち、3件について物品管理システムに物品として登録されているものの現物を確認できなかった。物品の実在性について再度調査し、再調査においても所在が不明となっている物品について、経緯等も含め顛末を教育委員会事務局に報告したうえで、処分手続きを進める必要がある。

イ 講じた措置の内容

所在不明の物品について、教員とともに再調査を実施したが所在不明であったため、令和3年11月に処分手続きを完了し、顛末を教育委員会事務局に報告した。

(47) 物品管理〔使用見込みのない物品の取扱い〕(安曇川高等学校)(報告書231頁)

ア 監査の結果

現物を確認した物品16件のうち、7件について現在は使用されていない状態で保管されていた。放置されている物品については、不用の判断を事務室が積極的に教員に問い合わせることが必要である。そのうえで、有効活用を検討し、使用見込みが無い物品については不用の意思決定および処分手続きを進める必要がある。

イ 講じた措置の内容

使用見込みのない物品について、教員に確認したところ、有効活用する手段が無かったことから、令和4年11月に廃棄処分の手続きを行った。

今後は、教員とともに備品の所在および使用見込みについて調査を実施することとし、使用見込みが無く有効活用の手段も無いものにあっては、速やかに処分手続きを進めていく。

(48) 学校徴収金会計〔会計監査の実施主体〕(野洲養護学校)(報告書239頁)

ア 監査の結果

学校徴収金会計の決算書について、会計監査を全件実施していたが、実施主体が校長または事務長となっていた。監査は決算書の作成主体とは別の第三者が実施することで、決算書の適正性を客観的に確認する必要があり、適切な実施主体を選定するとともに、会計監査を適切に受けることが必要である。

イ 講じた措置の内容

令和4年度からは、PTA役員の中から選出した2名を会計監事として、決算書の作成主体とは別の第三者による監査が実施されるよう体制を改めており、決算書の適正性について客観的に確認できるようにしている。

(49) 物品管理〔所在不明の物品〕(野洲養護学校)(報告書242頁)

ア 監査の結果

現物を確認した物品13件のうち、2件について、物品管理システムに登録されているものの現物を確認できなかった。物品の実在性について再度調査し、再調査においても所在が不明となっている物品について、経緯等も含め顛末を教育委員会事務局に報告したうえで、処分手続きを進める必要がある。

イ 講じた措置の内容

所在不明の物品について再調査を行ったところ、平成20年の学校の移転新築時に廃棄処分されていた可能性が高いと考えられることから、令和4年12月に処分手続きを完了し、顛末を教育委員会事務局に報告した。

(50) 物品管理 [物品管理システムの登録内容] (野洲養護学校) (報告書242頁)

ア 監査の結果

リース契約満了により無償で取得した「大型改造バス(車いす席付)」の取得金額が0円となっていたり、別の「大型改造バス」ではナンバープレートの番号が漏れていたことから、物品管理システムへの登録の際に、物品の適切な情報を入力する必要がある。

イ 講じた措置の内容

リース契約満了により無償で取得した「大型改造バス(車いす席付)」について、取得時点の評価額を算定し、令和4年6月に物品登録の変更を行った。

別の「大型改造バス」のナンバープレートの番号についても、令和4年4月に番号を入れ物品登録の変更を行った。